

議案第 3 0 号

三豊市遺跡発掘調査整備委員会設置条例の制定について

三豊市遺跡発掘調査整備委員会設置条例を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市遺跡発掘調査整備委員会設置条例

(設置)

第1条 本市の区域内にある遺跡（以下「遺跡」という。）の発掘、調査及び整備に関し、適切に事業を実施するため、三豊市遺跡発掘調査整備委員会（以下「発掘調査整備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 発掘調査整備委員会は、三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、遺跡の発掘、調査及び整備に関する必要な事項について検討し、教育委員会に対して答申する。

(組織)

第3条 発掘調査整備委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、前条に規定する事項について、その結果を教育委員会に答申した日までとする。
- 4 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(会長等)

第4条 発掘調査整備委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、発掘調査整備委員会の会務を総理し、発掘調査整備委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 発掘調査整備委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 発掘調査整備委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理す

る。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、発掘調査整備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第4条第1項の規定により会長が互選されるまでの間、会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

「
別表中

宗吉かわらの里展示館運営協議会委員	日額 8,000
-------------------	----------

 を
」

「

宗吉かわらの里展示館運営協議会委員	日額 8,000
遺跡発掘調査整備委員会委員	日額 8,000

に改める。
」